

# 東北町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和2年度～令和12年度

令和8年3月改訂

青森県 東北町

## ■目次

1. 背景	1
2. 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ	
3. 温室効果ガスの排出状況	3
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	4
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取り組み	5
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	6
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

## 1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が町においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が、フランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

東北町においても、温室効果ガスの排出抑制のための実行計画を策定し、本町の事務事業により排出される温室効果ガスの削減に取り組めます。

（改訂にあたって）

本計画策定後の2020年10月、我が国では2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことが宣言されました。これに伴い、地球温暖化対策法の改正や青森県地球温暖化対策推進計画の改訂など、地球温暖化を巡る状況は変化してきました。

本町においても2025年度に東北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、2050年のカーボンニュートラル達成を目指すこととなり、本計画も国内外の状況や区域施策編と整合する内容に改定することとなりました。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

東北町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「東北町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき地球温暖化対策計画に即して、東北町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

東北町事務事業編の対象範囲は、東北町の全ての事務及び事業とします。ただし、外部団体が実施している一部の事務及び事業は除きます。

### (3) 対象とする温室効果ガス

東北町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

### (4) 計画期間

2020年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2024年度に計画の見直しを行います。

項目	年度								
	平成30 (2018)	・・・	令和2 (2020)	・・・	令和6 (2024)	令和7 (2025)	・・・	令和12 (2030)	
期間中の事項	基準 年度		計画 開始		計画 見直し	改定		目標 年度	
計画 期間									

### (5) 上位計画及び関連計画との位置づけ

東北町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び東北町総合振興計画に即して策定します。

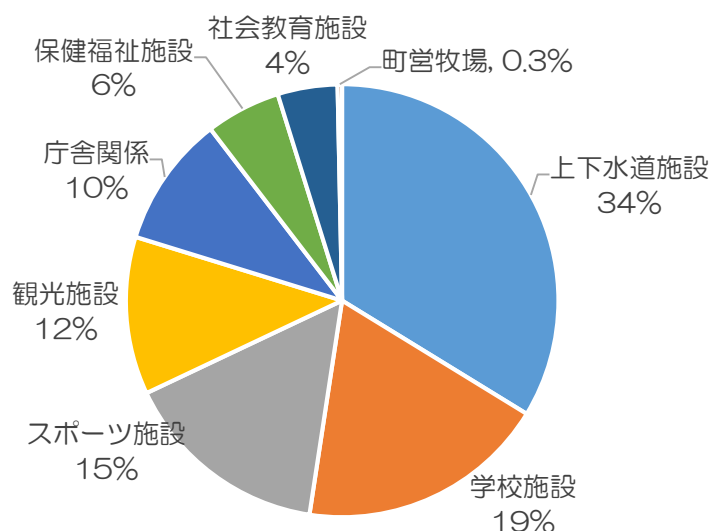
### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 「温室効果ガス総排出量」の排出状況

東北町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は基準年度である2018年度において、4,673 t-CO<sub>2</sub>となっています。

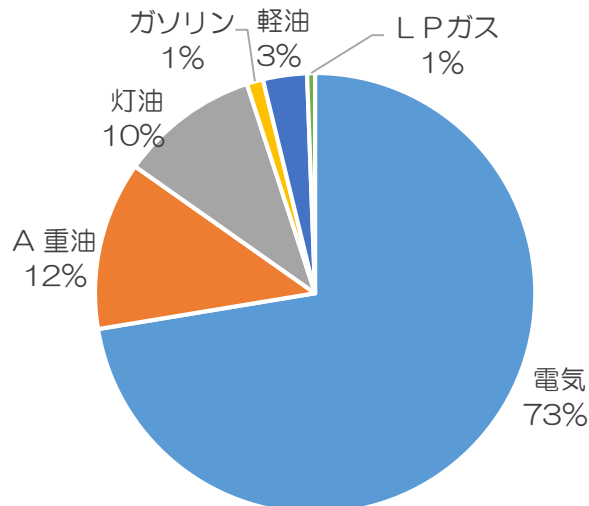
施設別では、上下水道施設が34%を占め、次いで学校施設19%、スポーツ施設15%、観光施設12%、庁舎関係10%、保健福祉施設6%、社会教育施設4%、町営牧場0.3%となっています。

施設別の「温室効果ガスの総排出量」の割合 (2018年度)



また、エネルギー種別では、電気が全体の73%を占め、次いでA重油12%、灯油10%、軽油3%、ガソリン1%、LPガス1%となっています。

エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2018年度)



#### 4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画などを踏まえて、東北町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

本計画では2018年度を基準年度として、計画期間の最終年度である2030年度の二酸化炭素排出量を10%削減することを目指すとしました。

区域施策編では2030年度までに町内の温室効果ガス排出量を50%削減することとしています。本計画もその目標に合わせ、2018年度を基準年度として、計画期間の最終年度である2030年度の二酸化炭素排出量を41.4%削減することとしました。

項目	基準年度	目標年度	
	平成30年度 (2018年度)	令和12年度 (2030年度)	
		旧目標	新目標
温室効果ガスの 排出量	4,673 t-CO <sub>2</sub>	4,206 t-CO <sub>2</sub>	2,739t -CO <sub>2</sub>
削減率	—	10%	41.4%

## 5. 目標達成に向けた取り組み

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

また、施設の更新等の際にはエネルギー効率の高い設備や再生可能エネルギー設備の導入を検討します。

### (2) 具体的な取組内容

#### ① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。また、2025年度に「東北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するにあたり、町内5施設で省エネ診断を実施しました。診断結果を類似施設へ展開し、町内各施設での省エネを推進します。

#### ② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

#### ③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

#### ④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入を推進し、温室効果ガスの排出量を削減に努めます。

本町においては「青森県東北町公共施設等総合管理計画」を参考に、以下の条件を満たす公共施設に導入を検討していきます。

- 新耐震基準を満たす（1981（昭和56）年以降の竣工）
- 長寿命化や改修等により今後10年以上の利用が見込まれる
- 総延床面積が400㎡以上
- 集会所等は自家消費量が少ないため優先度は低い

#### ⑤ 職員の日常の取り組み

職員への省エネルギー等に向けた取り組みチェックシートによる確認を行い、普及啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

表 再エネ設備導入が有望な公共施設（区域施策編より抜粋）

種類	施設名
学校教育系施設	甲地小学校、東北小学校、東北中学校
社会教育系施設	歴史民俗資料館
スポーツ系施設	武道館、ふれあいドーム上北、上北屋内練習場
観光系施設	小川原湖交流センター「宝湖館」、道の駅「おがわら湖」
産業系施設	ながいも洗浄選別・貯蔵施設、多目的乾燥調製施設
保健・福祉施設	上北保健福祉センター、保健福祉センター、東北町老人福祉センター
行政系施設	本庁舎
町営住宅	栄団地、丘ノ上団地、朝日団地、みどりヶ丘団地
廃止施設跡地	太陽光発電設備等の設置用地としての活用を検討する

表 省エネ診断の概要（区域施策編より抜粋）

施設名 (種類)	区分	取組	CO2削減量 [t-CO2]	投資額 [千円]	回収年 [年]
東北町 役場本庁 (事務所)	運用 改善	厳冬期以外（10月・11月・3月・4月）はエアコン暖房を中心に運用し、12月～2月は従来どおりボイラー暖房を使用することで、年間のA重油および灯油使用量の削減。	27.07	0	0
	設備 投資	施設の全蛍光灯をLEDに更新することによる節電。	9.51	14,784	18.5
上北小学校 (教育施設)	設備 投資	雨樋の凍結防止ヒータへの節電器を取付けによる節電。	0.21	15	0.7
	設備 投資	水道管の凍結防止ヒータへの節電器を取付けによる節電。	0.77	30	0.4
	運用 改善	トイレのパネルヒータの設定温度変更（15℃から5℃）による節電。	7.80	0	0
上北水系 浄水場 (浄水場)	運用 改善	トイレ便座の省エネ通電モードおよび夜間のタイマー節電機能の活用による節電。	0.02	0	0
	設備 投資	事務所の全蛍光灯をLEDに更新することによる節電。	0.42	766	24.5
	設備 投資	事務所のガスヒートポンプ空調（1999年製・1台）および灯油ヒーターを電気式ヒートポンプ（複数台）へ更新することによる灯油およびLPガスの削減。	4.80	2,945	7.5
小川原湖 交流センター 宝湖館 (温泉・プール)	設備 投資	雨樋の凍結防止ヒータへの節電器を取付けによる節電。	0.44	20	0.6
	設備 投資	施設の全蛍光灯をLEDに更新することによる節電。	24.1	21,320	11.5
JAゆうき 青森 (農業施設)	設備 投資	コンプレッサーの吐出圧力を0.8MPaから使用先機械で問題のない0.65MPaまで下げることによる節電。	1.90	0	0
	設備 投資	事務所の全蛍光灯をLEDに更新することによる節電。	6.26	13,859	28.6
	設備 投資	未利用地である駐車場前広場（旧校庭）への太陽光発電導入による節電。	189.52	86,400	5.9
	設備 投資	冷蔵倉庫の冷蔵設備を更新することによる節電。	16.24	37,000	30.7
合計			289.06	-	-

## 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 実行計画の推進体制

東北町事務事業編を推進するために、副町長を委員長とする「東北町地球温暖化対策推進委員会」を設けます。また、各課（局）に「地球温暖化対策推進委員」を1名配置し、取組を着実に推進します。

#### ① 東北町地球温暖化対策推進委員会

副町長を委員長、教育長を副委員長とし、各課の地球温暖化対策推進委員で構成します。東北町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

#### ② 東北町地球温暖化対策推進委員会事務局

保健衛生課長を事務局長とし、保健衛生課職員で構成します。事務局は、推進委員会の運営全般を行います。また、各課（局）及び各施設の実行状況を把握するとともに、推進委員会に報告します。

### (2) 点検・評価・見直し体制

東北町事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、東北町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

■ Plan（計画）：取組方針・目標の決定、各課に実行指示

■ Do（実行）：各課での取組推進、研修等の実施

■ Check（評価）：「温室効果ガスの総排出量」算定、活動実績等の報告・評価

■ Act（改善）：結果の公表、次年度の取組方針の見直し

#### ① 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2024年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2025年度に東北町事務事業編の改定を行います。

### (3) 進捗状況の公表

東北町事務事業編の進捗状況は、東北町のホームページ等で毎年公表します。